

農林水産物・食品の輸出促進について

【予算版】

2025年7月

農林水産省

北海道農政事務所

目次

輸出関係予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.1
金融・税制による幅広い支援・・・・・・・・・・・・・・・・	p.21
農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の取組・・・・・・・・	p.23
北海道”食”輸出産地支援プラットフォーム・・・・・・・・	p.25
輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策・・・・・・・・	p.26
輸出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.30

＜対策のポイント＞
農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進するため、**海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を図る「供給力向上の取組」**と**現地系レストラン・スーパー等の新市場開拓を図る「需要拡大の取組」**を車の両輪で推進します。

＜政策目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の全体像＞

供給力向上の取組 －生産・流通を輸出に対応したものに転換－	需要拡大の取組 －非日系市場等の開拓、優良品種の保護・活用、各国への規制撤廃等の働きかけ－
○ 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援【R7当初 1.0億円】（R6補正 10億円） ○ 輸出に対応した生産・流通体系への転換等を通じた大規模輸出産地の形成、GFPを活用した産地・事業者の支援、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等を支援 【7.1億円（R6補正 69億円）】 ○ 改正基本法を踏まえた、食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 【48億円】 ○ 畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備、食肉処理施設の再編等を支援 【12億円（R6補正 123億円の内数）】 ○ 配合飼料原料の国産化、人工種苗生産施設の機能強化や養殖コストの低減対策等の取組を支援 【3.0億円（R6補正 16億円の内数）】 （参考）令和6年度補正予算でのその他関連予算 ○ 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援 （R6補正 55億円） ○ 畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した体制（コンソーシアム）にて実施する、商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を支援 （R6補正 15億円） ○ 加工食品に関する輸出先国の規制に対応するため、食品添加物の代替利用や賞味期限延長等を促す勉強会や包材等の切替・機器導入等の取組を支援 （R6補正 1.3億円） 等	○ 認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携してオールジャパンで行う、現地系のスーパーやレストランなどの新市場の開拓、インバウンドによる食関連消費の拡大、食品産業の海外展開等を支援 戦略的輸出事業者による認定品目団体等と連携した日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや商流確保のための環境整備の取組等を支援 海外展開に係る官民・企業間の情報共有・交流の推進を図るとともに、海外現地での物流・商流等の拠点づくりに向けた投資案件の形成を支援 【24億円（R6補正 63億円）】 ○ 主要な輸出先国・地域において、現地で輸出事業者等を包括的に支援する輸出支援プラットフォームの活動の促進及び現地の食品関連規制等への対応の強化等を支援 【2.1億円（R6補正 13億円）】 ○ 輸出先国の規制等に対応した農畜水産物のモニタリング検査や国際的認証の取得、残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定等の取組を支援 【13億円（R6補正 10億円の内数）】 ○ 我が国優良品種の保護・活用に向け、育成者権管理機関の早期立ち上げ、知的財産権の取得・侵害対策、人材育成、地理的表示の活用促進等を支援 【5.3億円（R6補正 10億円の内数）】 ○ 日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組等を支援 【0.2億円（R6補正 459億円の内数）】

<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等を支援**するほか、GFPを活用した**伴走支援、輸出人材の育成・確保等を支援**します。また、**品目等の課題に応じた取組支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

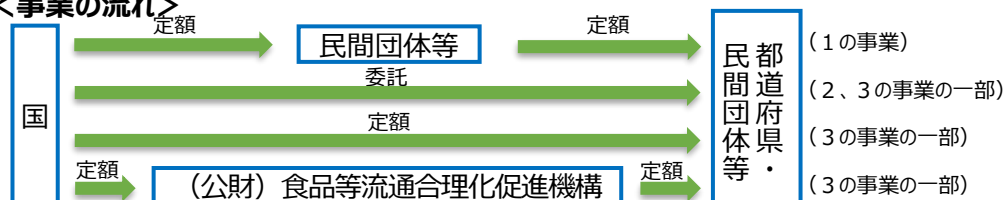
2. GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など**多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援等**を実施するとともに、多様な人材の輸出参画に向けて、人材育成機関等と連携した**輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成、関係省庁や民間団体と連携した人材マッチングや情報発信等**を通じ、**輸出人材の確保等**を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

事業者の輸出リスクに対応するため、融資への信用保証に係る保証料を支援するとともに（株）日本政策金融公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、日本発の水産エコラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

○地域の関係者が一体となった輸出推進体制の下で、以下の取組を支援

生産面や集荷・流通面の転換

（生産面の転換）

- ・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等



（集荷・流通面の転換）

- ・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等



大規模輸出産地のモデル形成

【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】

輸出診断、伴走支援



（圃場の視察）

GFP交流イベント



（GFP超会議の様子）

人材育成等



（人材育成・情報発信）

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

○ 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

①**地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化**
都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組を支援します。

②**大規模輸出産地のモデル形成**
①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**
※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援
輸出産地形成を具体的に進めるための事業効果の検証・改善など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

<事業の流れ>

<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による輸出推進体制の整備

- ・生産の転換に取り組む生産者を対象とした技術の普及・指導のための研修会等の開催
- ・現地調査や現地プロモーションの実施等

生産面や集荷・流通面の転換

(生産面の転換)

- ・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大等

(集荷・流通面の転換)

- ・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・混載を前提とした集荷・流通体系の構築等

大規模輸出産地のモデル形成

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）3

＜対策のポイント＞

輸出産地等の裾野を広げ、海外市場に繋げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した輸出診断やフォローアップ等の伴走支援、輸出人材の育成・ニーズに合った輸出人材の確保等の実施、輸出先国規制情報検索ウェブサイトの運営、加工食品の輸出強化等を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. GFPの活動取組の強化

90百万円

輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFPを活用した産地・事業者への輸出診断やそのフォローアップ、商流構築等、**多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援**、GFPコミュニティサイトや輸出先国規制情報検索ウェブサイトの運営、輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援に加え、人材育成機関と連携した**輸出に関する知見やマインドを有する人材の育成**や、**関係省庁や民間団体と連携した人材マッチングや情報発信**等を通じ、ニーズに合った**輸出人材の確保**等を実施します。

＜GFPとは＞

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、輸出意欲のある産地・事業者のコミュニティ形成等をオールジャパンで支援するプロジェクト

2. 加工食品部会の支援

53百万円

加工食品の輸出拡大に向けて、輸出先国・地域の規制や市場状況、事例等の調査・分析を行い、賞味期限延長対応、代替食品添加物や包材、表示等の諸外国規制対応のほか、地域の中小食品事業者がまとまって輸出に取組む加工食品クラスター組成・育成、商品や輸出先国に適した具体的な商流構築等、**品目横断的な課題解決**に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1. GFPの活動取組強化】～輸出産地等の裾野を広げるためのGFPコミュニティ形成等支援～
輸出診断、伴走支援 GFPコミュニティサイト 人材育成等



（農場の視察）

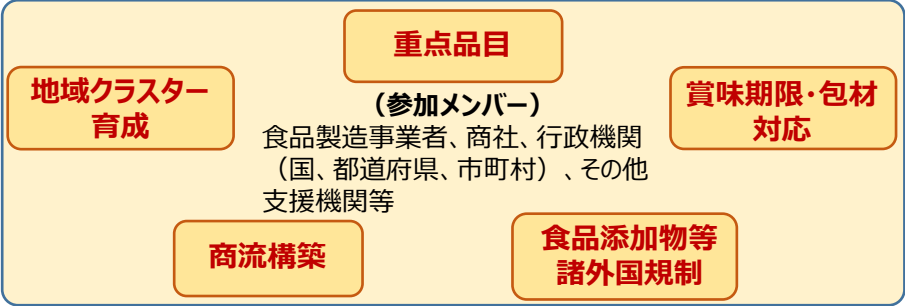


（GFP会員向け利用メニュー）



（研修でのグループディスカッション）

【2.加工食品部会】



【お問い合わせ先】（1の事業）輸出・国際局輸出支援課（03-6738-7897）
（2の事業）新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）

＜対策のポイント＞

食品等事業者・農林水産事業者が農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受けるときに必要な**保証料の負担**や、海外サプライチェーンを構築するために必要となる施設整備等に必要な融資を受けた場合の**金利負担を軽減**します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業 8百万円

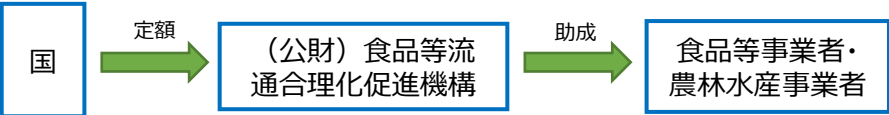
認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）に対し、以下内容により保証料を支援。

- ①対象：食品等事業者・農林水産事業者が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金の民間金融機関からの信用保証付き借入れ（ただし、輸出重点品目の取組に限定）
- ②措置内容：①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援します。

2. 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業 5百万円

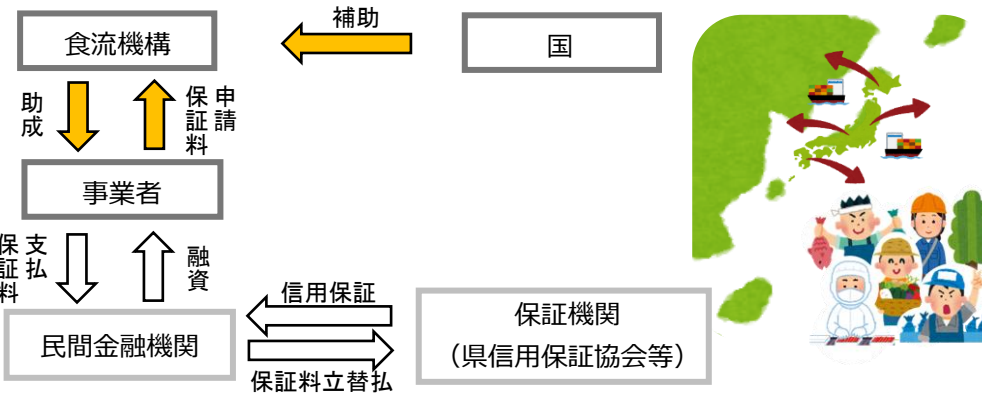
（株）日本政策金融公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等に必要な資金）の融資を受け、認定輸出事業計画に基づき海外での活動を行う認定輸出事業者に対し、対象資金の金利負担を軽減します。（最大2%、最長5年間※、融資枠上限20億円（1件あたり上限5億円））
※各年度に措置された予算の範囲で助成を実施。

＜事業の流れ＞

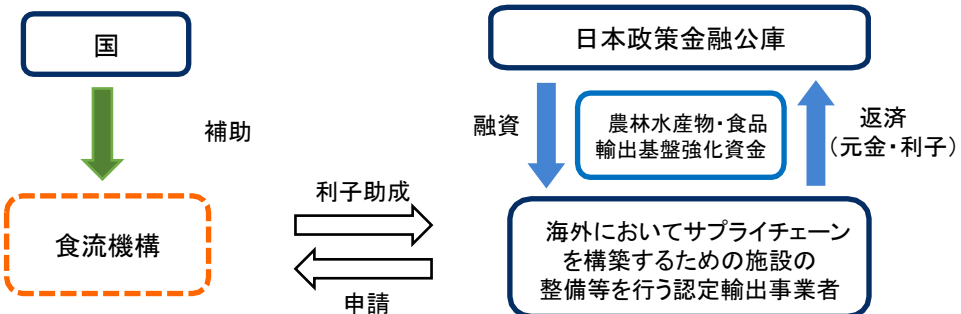


＜事業イメージ＞

【1 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業】



【2 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業】



【お問い合わせ先】

(1の事業) 輸出・国際局 輸出支援課 (03-6744-7172)
(2の事業) 輸出・国際局 海外連携グループ (03-3502-8058) 5

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業【令和7年度予算概算決定額 123（152）百万円】 （令和6年度補正予算額 5,012百万円）

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

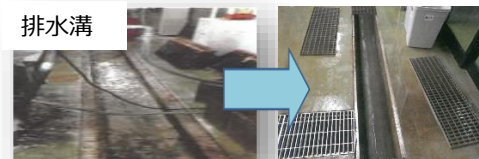
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備



施設の衛生管理の強化に対応する
排水溝、床、壁等の改修

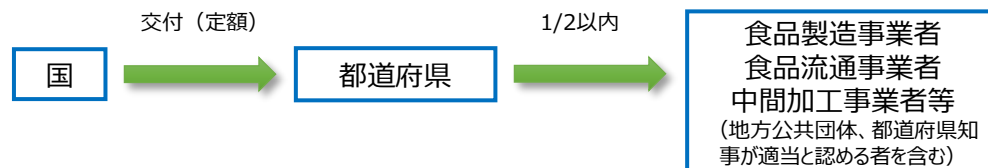


厳密な温度管理に対応する
急速冷凍庫等の導入

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。

<事業の流れ>



（関連事業）

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
1,242（2,415）百万円の内数
【令和6年度補正予算額】12,267百万円の内数

- ① 食肉処理施設の再編等に必要な施設整備、機械導入等を支援します。
- ② 輸出ニーズに対応するため、食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援します。



空気を經由した汚染を防止する
設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を
回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

<対策のポイント>

新たな販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、**国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う**、生産から現地販売までの一気通貫した**新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した新たなサプライチェーン（規制の厳しい**新たな輸出先国・地域での商流**や、参入が難しい**現地系商流（非日系）**など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアム※が行う、新たなサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための**具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援**します。

※ フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムには採択に際して優遇

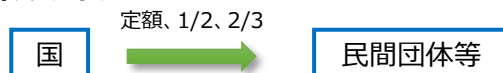
2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1.の計画の下、コンソーシアムが行う、

- ① 生産・出荷段階の課題（産地の供給力強化や国内の共同集出荷等）
- ② 流通段階の課題（現地販売までの物流効率化等）
- ③ 販売段階の課題（現地におけるプロモーションの実施等）

の解決など**新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に関連する事業者の海外展開を推進するため、海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向けた民間企業の海外投資案件の形成を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査への支援

10百万円

海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向け、農林水産物・食品の輸出拡大に関連する事業者が行う投資可能性調査に必要な経費を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



投資可能性調査への支援により、食品等の輸出のためのサプライチェーンの構築に資する海外投資を促進

農林水産物・食品の輸出促進のうち 輸出環境整備推進事業

【令和7年度予算概算決定額 1,298 (1,348) 百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 476 (510) 百万円

政府間交渉に必要な科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の高度かつ複雑な規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

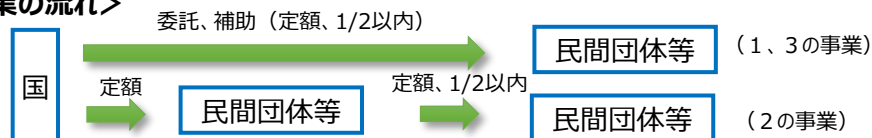
2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162 (162) 百万円

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 661 (676) 百万円

- ① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
 - ア 農畜水産物モニタリング検査
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
- ④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
- ⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

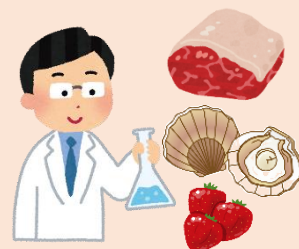


研修等による実務担当者の能力向上の支援

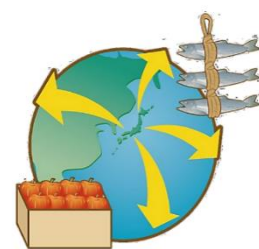


証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



農畜水産物モニタリング検査等の支援



国際的認証や施設認定の取得等の支援



HACCP認定施設の認定・監視等

【お問い合わせ先】

- (1、2、3 ①③ ④⑤の事業) 輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-2378)
- (3 ②の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-3502-8731)

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**施設認定や国際的認証の取得等**、輸出先国から求められる規制への対応、輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための**研修の開催等**に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際的に通用する認証等の新規取得の支援

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援します。

2. 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

輸出先国からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。

3. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

事業者に対する輸出先国が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国の規制への対応に係る研修の開催、技術的指導等の取組を支援します。

4. 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい

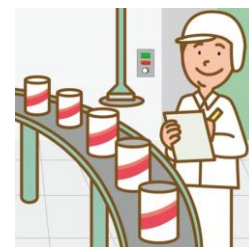
輸出先国の検査官を招へいして行う査察、合同輸出検査等について支援します。

5. 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

輸出先国の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制への対応等について支援します。



国際的認証等の新規取得



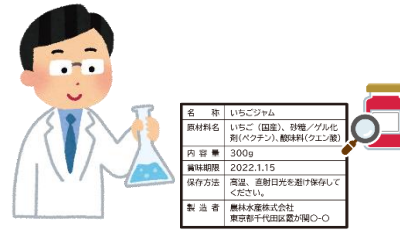
施設認定等の取得
や審査・現地確認



研修等による輸出先国の
規制等の理解向上

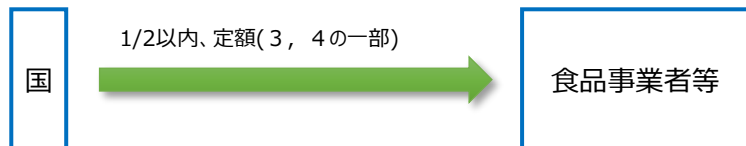


輸出先国検査官の
招へい



輸出先国の求める条件に
応じた検査や適合宣言書
の作成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

1,4,5の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

2,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策

【令和6年度補正予算額 6,933百万円】

<対策のポイント>

大規模輸出産地の形成、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した輸出セミナーの実施、食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件に対応した施設の新設及び改修や機器の整備、更なる輸出拡大に向けた品目別の状況に応じた取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年度まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

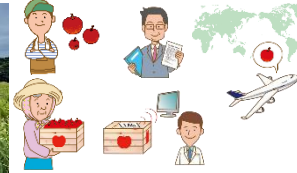
- 1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト** 1,025百万円
地域の関係者からなる輸出推進体制の下、輸出向け生産・流通体系への転換を図る大規模輸出産地のモデル形成を支援します。
- 2. GFPコミュニティ構築支援加速化対策** 300百万円
GFP登録事業者の個別課題に対応したセミナー等の開催、輸出専門家の派遣等の伴走支援を実施するとともに、海外のニーズに対応して輸出に取り組む産地を支援します。
- 3. 輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業** 5,012百万円
食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設（掛かり増し経費）及び改修や機器の整備を支援します。
- 4. 品目等の課題に応じた取組支援** 596百万円品目特
有の緊急課題への対応を支援します。

1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

生産・流通体系の転換を通じ、
海外の規制・ニーズに対応する大規模な輸出産地のモデルを構築



遊休農地等の活用による
輸出向け生産の拡大



産地リレー等による
輸出向けロットの確保



付加価値の高い有機農産
物等の生産・輸出の拡大

4. 品目等の課題に応じた取組支援

<地域の特色ある加工食品の輸出支援>

複数の食品製造事業者が商社等と連携し、新規販路開拓、現地ニーズに対応する商品開発・製造のために必要な機械導入等を支援

<輸出先国の規制等に対応した青果物の輸出産地体制強化への支援>

輸出先国の残留農薬基準等の規制に対応した生産体制や品質保持のための流通体制の強化、ロットの確保等に向けた複数産地と輸出事業者による取組を支援

<JAS等の国際標準化への支援・JAS商標登録>

JAS等の国際標準化を加速化するための活動支援や、海外におけるJASマークの商標登録等を実施

<有機JAS認証、GAP等認証取得等への支援>

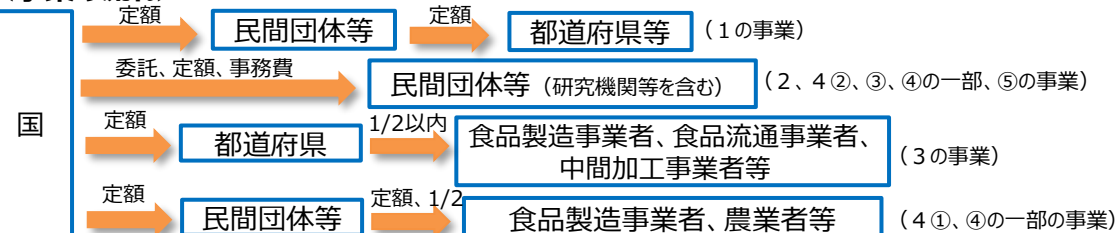
有機JAS認証、GAP等認証の取得や輸出向け商談等の取組、GAP認証審査員を対象とした研修会の開催を支援

<水産エコラベル認証取得への支援>

水産エコラベル認証取得の促進に向け、輸出先国における認証制度の普及度等を分析するとともに、審査の事前準備となるコンサルティングの実施に係る取組を支援

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398） 11

<事業の流れ>



GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

【令和6年度補正予算額 1,025百万円】

<対策のポイント>

規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、**地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系**への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施 1,025百万円

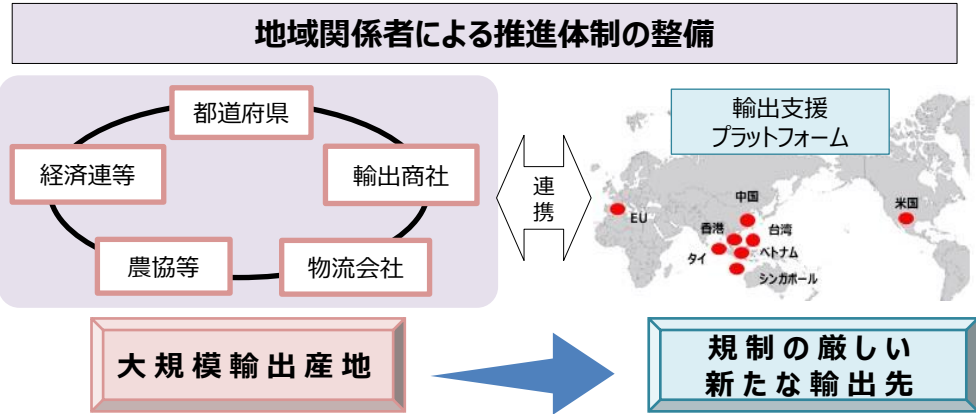
- ①**地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化**
輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者等の**地域の関係事業者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組を支援**します。
- ②**生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築**
①の**推進体制の下**、輸出支援プラットフォーム等と連携しつつ、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系の転換等の**モデル的な取組に対して、必要な経費を支援**します。
※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が一定の要件の下で、輸出拡大のための取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。
- ③**プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開**
民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト】



生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築



グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

GFPコミュニティ構築支援加速化対策

【令和6年度補正予算額 300百万円】

＜対策のポイント＞

GFP登録者が増加する中、事業者の輸出経験・規模等、多様化するレベルに応じたきめ細やかなサポートを行うため、**GFP登録事業者の個別課題に対応したセミナー等の開催や輸出専門家の派遣等の伴走支援を実施**するとともに、海外のニーズに対応して輸出に取り組む産地を支援する。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

GFPコミュニティ構築支援加速化対策

300百万円

GFP登録者の輸出経験・規模等、多様化するレベルに応じたきめ細やかなサポートを行う。

- ① 輸出専門家のスポット的な派遣や輸出セミナー・イベントの開催等、**GFP登録事業者の個別課題に対応した伴走支援**
- ② 海外バイヤー等の招へい・現地のマーケット動向やニーズを紹介するセミナー等の開催を通じた**海外ニーズに対応して輸出に取り組む産地の支援**
- ③ コミュニティサイト機能の強化等を通じた**輸出診断機能の充実・効率化**を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

GFPを活用した事業者のサポート



現地における伴走支援等の実施



個別課題に対応したセミナー

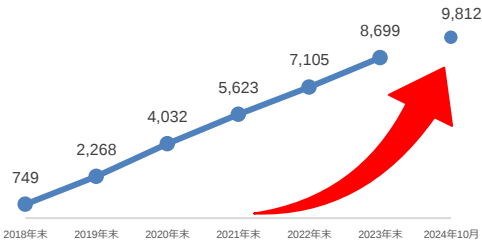


海外バイヤー等向けのPR
及び輸出産地セミナーの開催

コミュニティサイトの強化



輸出診断機能の充実・効率化



GFP登録者の推移

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業【令和6年度補正予算額 5,012百万円】

＜対策のポイント＞

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

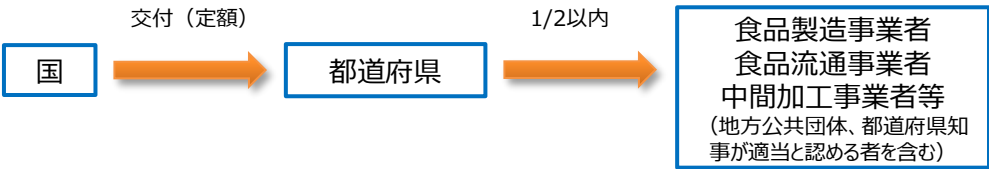
＜事業の内容＞

1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

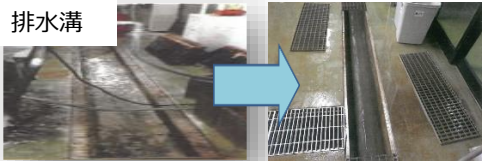
- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を経由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

<対策のポイント>

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、食品製造業においては、中小・零細事業者が大半を占めており、輸出人材の確保や販路開拓等単独での輸出の取組を行うことが困難です。このため、多様な商品について地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援します。

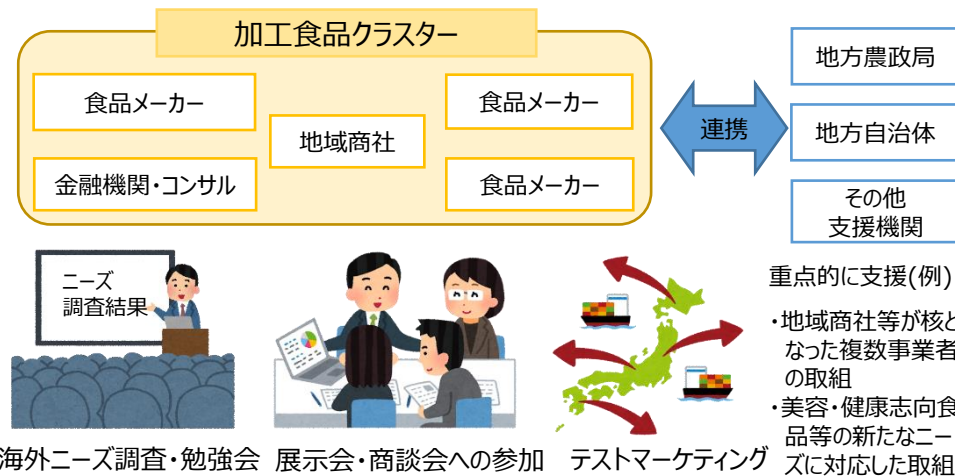
<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

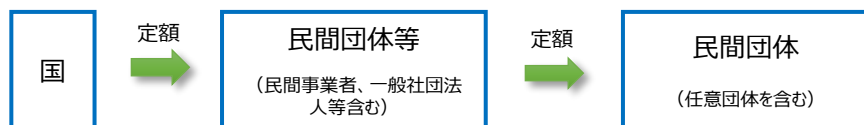
1 輸出拡大に向けた連携体制の構築



2 現地ニーズに対応するための機械の導入等



<事業の流れ>



サプライチェーン連結強化緊急対策

【令和6年度補正予算額 1,014百万円】

<対策のポイント>

新たな販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、**国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。**

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト推進等支援

生産から現地販売まで一気通貫した新たなサプライチェーン（規制の厳しい**新たな輸出先国・地域での商流**や、参入が難しい**現地系商流（非日系）**など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアム※が行う、国内外の調査・プロジェクトの効果分析等、**新たなサプライチェーン構築に当たってのプロジェクトの推進を支援します。**

※ フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムには採択に際して優遇

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1.のコンソーシアムが行うサプライチェーンの各段階の課題解決に向け、今後輸出の拡大が見込まれる品目を対象とした取組について

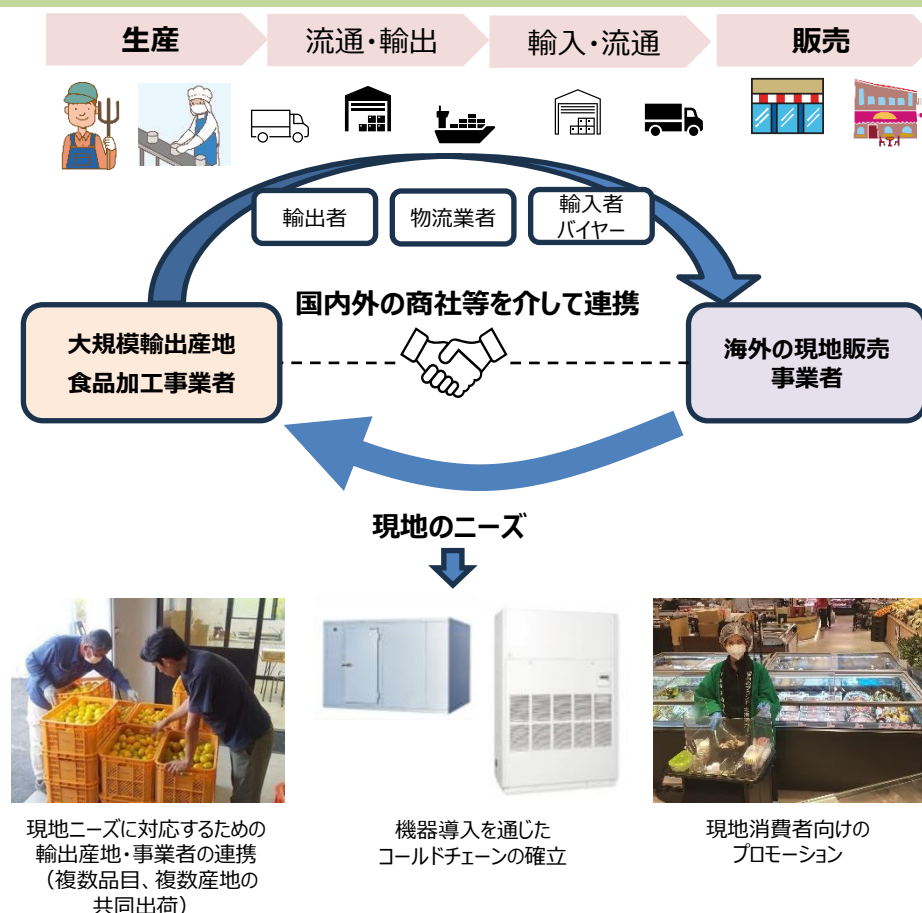
- 1) 生産・出荷段階の課題（産地の供給力強化や国内の共同集出荷等）
- 2) 流通段階の課題（現地販売までの物流の効率化等）
- 3) 販売段階の課題（現地におけるプロモーションの実施等）

の解決など**新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。**

<事業の流れ>



<事業イメージ>



海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 70百万円】

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出等に関連する事業者の海外展開を推進するため、海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向けた民間企業の海外投資案件の形成を支援します。

＜事業目標＞

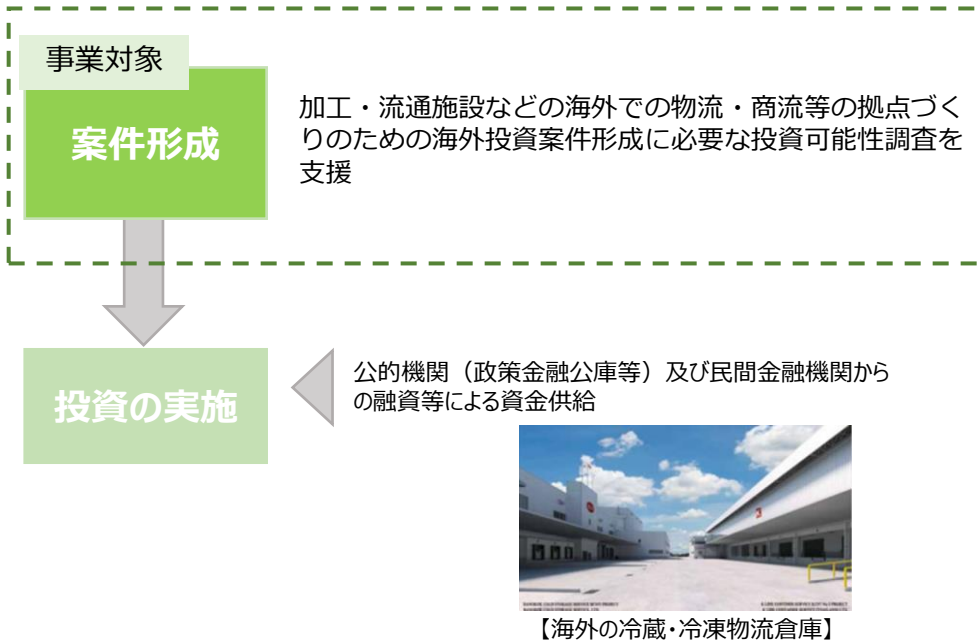
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査への支援
70（－）百万円

海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向け、農林水産物・食品の輸出等に関連する事業者が行う投資可能性調査に必要な経費を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



投資可能性調査への支援により、農林水産物・食品の輸出等のためのサプライチェーンの構築に資する海外投資を促進

輸出環境整備緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 975百万円】

<対策のポイント>

輸出先国の規制に対応した輸出環境整備を通じて、輸出産地・事業者の輸出可能性を高めるため、**輸出先国の規制等に関して特に緊急的な対応が必要な取組を支援**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出先国の規制に対応した**農畜水産物モニタリング検査**や**残留農薬基準値設定の申請**、**HACCP等対応施設の認定加速化等の取組**を支援するほか、**国際的に通用する認証等の新規取得**、**海外における品種登録出願**や**模倣品対策等**を支援します。

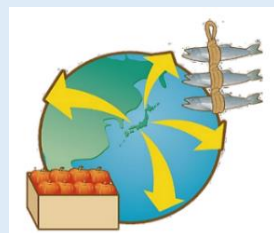
1. 国内の生産者支援等の取組

150百万円

施設認定等の輸出環境の整備に必要な以下の取組を支援します。

- ① 国際的に通用する認証等の新規取得
- ② HACCP等の施設認定の加速化
- ③ 輸出証明書の発給等体制強化

【1.国内の生産者支援等の取組】



国際的に通用する認証等の
新規取得の支援



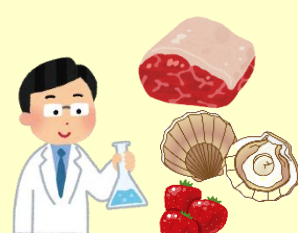
HACCP等の
施設認定を支援

<事業イメージ>

【2.輸出先国の規制対応や知的財産保護の取組】



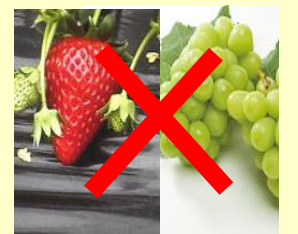
輸出先での残留農薬基準値
設定申請に係るデータ収集等



農畜水産物モニタリング
検査の支援



精米輸出用のくん蒸等の
規制対応に対する支援



海外での品種登録の支援
(無断栽培の防止)

2. 輸出先国の規制対応や知的財産保護の取組

825百万円

輸出先国の規制対応や知的財産保護のために必要な以下の取組を支援します。

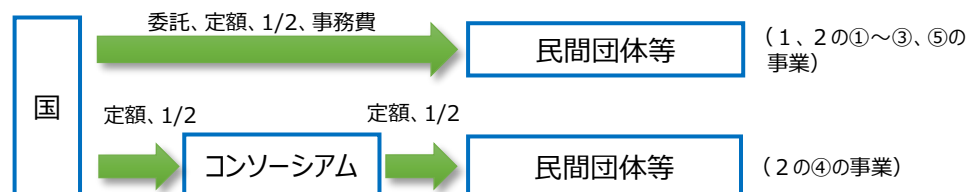
- ① 輸出先での残留農薬の基準値設定申請に係るデータ収集等
- ② 農畜水産物モニタリング検査及び検査法の確立
- ③ コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等
- ④ 植物品種等海外流出防止
- ⑤ 模倣品等対策

【お問い合わせ先】

- (1、2の②の事業)
(2の④⑤の事業)
(2の①の事業)
(2の③の事業)

輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-2378)
知的財産課 (03-6738-6169)
農産局園芸作物課 (03-3502-5958)
果樹・茶グループ (03-6744-2194)
企画課 (03-6738-6069)

<事業の流れ>



国際的に通用する認証等取得緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 50百万円】

<対策のポイント>

輸出先国の規制に対応した輸出環境整備を通じて、輸出産地・事業者の輸出可能性を高めるため、**輸出先国から求められる規制に対応・適合し、国際的に求められることが多い認証等の取得**を推進することが課題。このため、輸出環境の整備に必要な認証等取得に係る費用を緊急的に支援します。

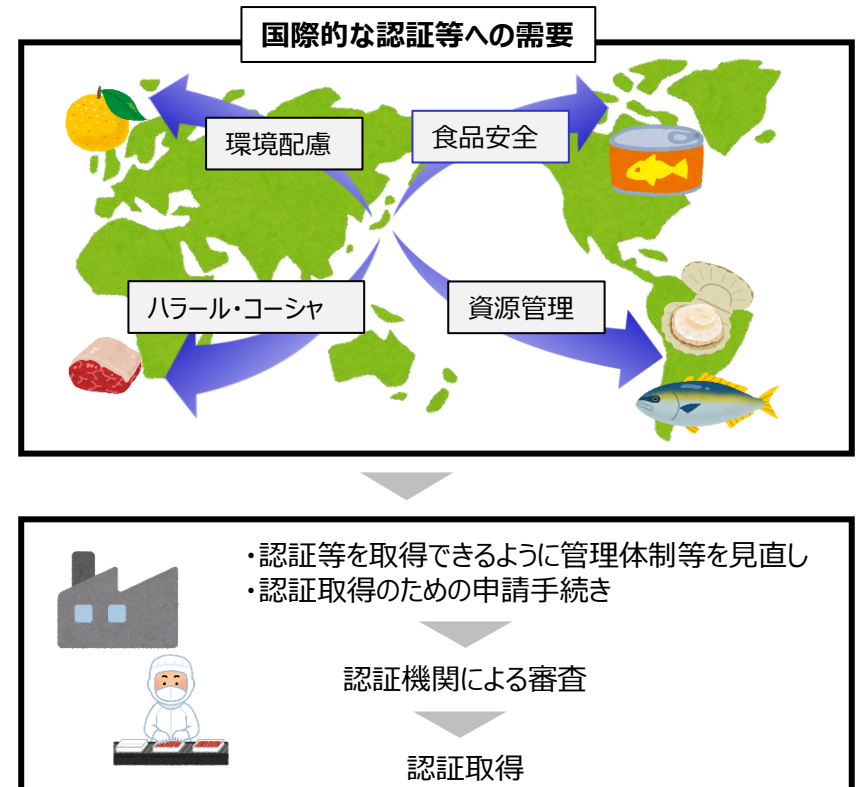
<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出先の拡大を図るため、輸出先国の消費者や取引先から求められている又は輸出要件になっている**国際的に通用する認証等の新規取得**のための、**食品安全等の管理体制の整備や審査に要する費用等**について支援します。

<事業イメージ>



1 対象となる認証等

農畜水産物の輸出拡大に資する認証等が対象となります。

- ①輸出先国の政府等が求める宗教上の条件に係る認証：ハラール、コーシャなど
- ②輸出先国の小売業者等が求める食品安全等に係る認証：FSSC22000、ISO22000など
- ③輸出先国の市場において差別化が図られる認証：水産・森林等の資源や環境に配慮した生産に対する認証など

2 対象となる経費

1の認証等の取得に向けて、管理体制の整備を行うためのコンサルティング費用や研修費用、認証等の審査費用などについて支援します。

3 応募の要件

輸出拡大に資する取組であり、認証等の取得を遂行することなど

<事業の流れ>



<対策のポイント>

輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定等の加速化を図るため、民間団体等に対して、**一般衛生管理やHACCPに基づく衛生管理に関する研修や施設認定に向けた現地指導等の実施**を支援します。また、輸出促進法に基づき登録認定機関が行う**施設認定に係る経費**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. HACCP研修等の開催

HACCPの導入に必要な一般衛生管理の徹底やHACCP認定の取得に向けた研修等の開催に係る経費を支援します。

2. 施設認定支援

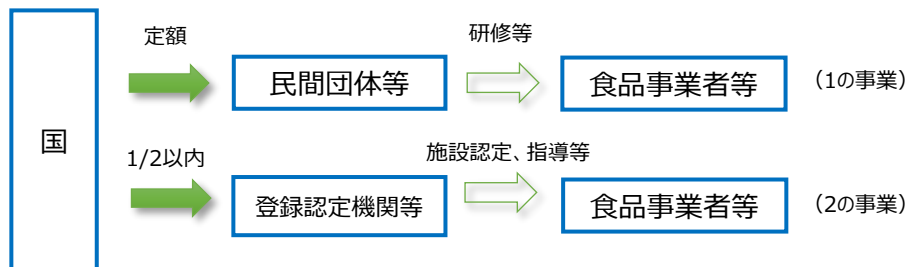
① 施設認定支援

施設認定のための審査及び施設認定後に輸出先国の輸入条件に適合しているかどうかの確認等に係る経費を支援します。

② 品質・衛生管理専門家現地指導

施設認定や輸出に必要な認証取得等を受けるために必要な衛生管理等に係る課題について専門家による現地指導に係る経費を支援します。

<事業の流れ>



HACCPに基づく衛生管理の導入から輸出までの流れ

HACCP担当者（製造現場でのキーパーソン）の育成

1.HACCP研修等の開催経費への支援（定額）



輸出先国が求める衛生基準に適合する施設として認定

2.施設認定、現地指導等の経費への支援



輸出



制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）による支援

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 償還期限**
25年以内（うち据置期間3年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（租税特別措置法にて別途措置）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等の取得等をした場合、これらの資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

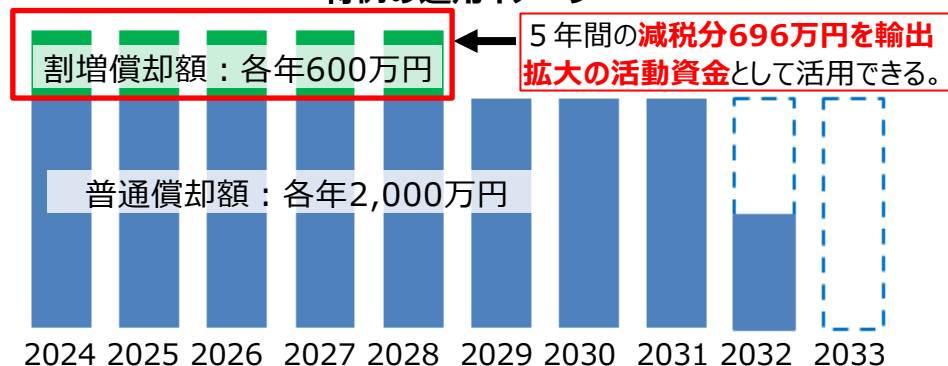
- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること
- | 年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 割合 | 15% | 20% | 25% | 30% | 40% | 50% |
- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
 - ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
 - ④ 開発研究用資産ではないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ



農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。
農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る
「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、専門家による輸出診断、事業者同士のマッチング、セミナーの開催や、
規制など輸出に関する各種情報提供等の支援を実施。



GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・専門家による無料の輸出診断
- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

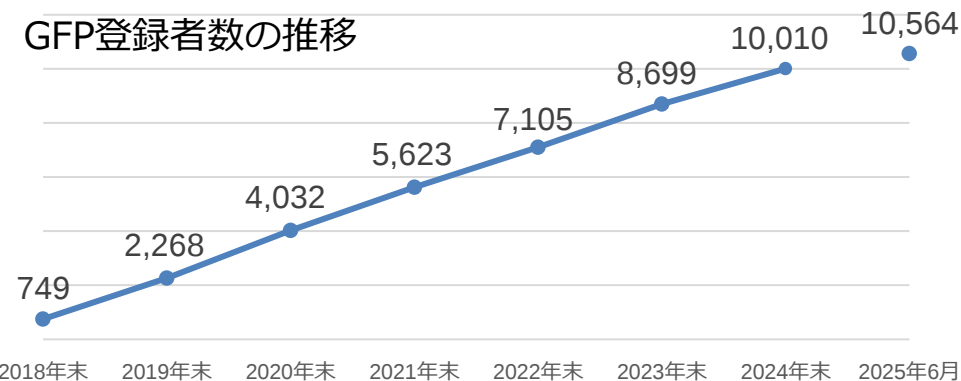
- ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・メンバー同士の交流イベントの参加
- ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

GFPの登録状況（6月末時点）

GFP登録者の内訳

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	5,842
流通事業者、物流事業者	4,722
合計	10,564

GFP登録者数の推移



北海道農政事務所における輸出促進の取組（GFP北海道の取組）



- 北海道農政事務所では、北海道に密着した支援体制として令和4年11月に「GFP北海道」を発足。「GFP北海道」の取組を通じて、北海道内の農林水産事業者・食品事業者等、これから輸出に取り組もうとする初心者から経験者まできめ細かくサポート。

令和6年度の取組

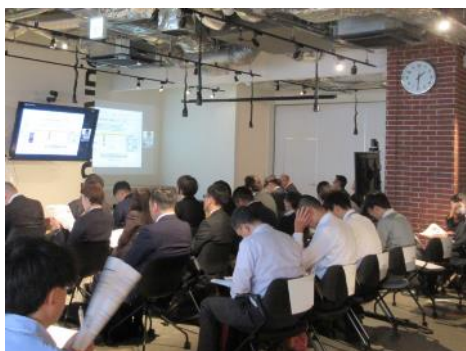
➤ 地方自治体や商工会等の経済団体と連携した輸出促進の取組

輸出支援PF（シンガポール、台湾）や現地専門家がオンライン登壇し、道内4地域（小樽、函館、名寄、札幌）でセミナー等を開催。

参加者のうち希望者は、令和7年1月、2月にシンガポールと台湾で実施するテストマーケティングに参加。



ワークショップの様子（9月5日、函館）



セミナーの様子（10月4日、札幌）

➤ 輸出に取り組む地域商社を育成する取組

小口でも輸出したい事業者を束ねることができる地域商社を育成するため、実践的なノウハウ・知識を習得させる取組を実施。

営業力強化・輸送テクニック習得を目的にセミナーを10月に開催。令和7年1月、2月にシンガポール、台湾で現地バイヤーとの商談を体験。

➤ 伴走支援のための体制の構築・稼働

輸出事業者の課題に応じて必要な輸出専門人材の手配・調整を行うことのできる体制を構築・稼働。

- ✓ 輸出産地サポーターの派遣
- ✓ 本省GFPとの連携による専門家派遣
- ✓ プロフェッショナル人材戦略拠点との連携

令和6年度活動報告書はこちら→



「北海道“食”輸出産地支援プラットフォーム」について

- ✓ **「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」**目標達成に向け、輸出重点品目を中心に海外市場で求められる製品のスペック（量・価格・品質・規格等）を**マーケット・イン**に着眼して継続的に生産・販売する**「産地の競争力強化」**を支援。
- ✓ 北海道農政事務所・北海道経済産業局・札幌国税局・JETRO北海道（JFOODO）・中小機構北海道本部の5機関を中心とした**「北海道“食”輸出産地支援プラットフォーム」（Do★食輸出Platform）**を新たに発足。
- ✓ 5機関の施策（別紙）をフル活用し、産地の高度化による輸出基盤強化や輸出アドバイス・プロモーション等を通じた支援により、輸出促進法に基づく**事業者による「輸出事業計画」の作成やその実現をサポート**。

農政事務所・経産局・
国税局・JETRO・中小
機構が連携し、道内の
輸出産地支援に向け
た取組を実施

北海道・道内市町村・
関係機関等との連携

JETRO
ジェトロ北海道



北海道農政事務所

北海道“食”輸出
産地支援プラットフォーム

Do★食輸出
Platform

札幌国税局

Be a Great Small.
中小機構

経済産業省
北海道経済産業局

1. 地域連携による産地ニーズ掘りおこし

☆地域拠点との連携

- ☞ 北海道農政事務所の道内6拠点（札幌・函館・旭川・釧路・帯広・北見）や関係機関とも連携し産地ニーズを把握。
- ☞ 「輸出事業計画」作成アドバイスを実施。



☆競争力の高い道産ホタテ等を事例とした輸出促進を先行検討

2. 産地への施策普及・協業マッチング等の開催

☆産地まわりやイベントの開催

- ☞ 各機関の支援メニュー、先進事例を産地に共有・紹介するセミナー等を実施。
- ☞ IoTやDX、農・水産支援ロボットなどの関連中小企業等と産地高度化に資するマッチング（キャラバン）等を検討。



3. 各機関の施策投入による支援

☆産地の高度化による輸出基盤強化

- ☞ 食関連事業者のスマート化・DX化の推進、協業、設備投資促進等による輸出基盤強化を支援。

☆輸出アドバイス・プロモーションを支援

- ☞ 産地事業者の販路開拓、海外展開、ブランディング等を支援。



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要。
- このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力**を強化するための戦略を策定（令和7年5月最終改訂）

1. 農林水産物・食品の輸出拡大（2030年5兆円）

①日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の**輸出重点品目、ターゲット国・地域**について**輸出目標を設定**
- **新市場の開拓、輸出先の多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種を守り、新品種を育成・普及を進めるための法制度を検討**

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想※**に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

〔※ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の産品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。〕

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和**に向けて政府一体となった協議を実施
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

2. 食品産業の海外展開（2030年3兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、**コールドチェーン構築の推進**

3. インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化を**ストーリー**にして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

認定農林水産物・食品輸出促進団体（認定品目団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を行い業界全体の輸出を拡大。

認定制度

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言



商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

認定申請



輸出促進法※第43条に基づき認定

主務大臣

（農林水産大臣・財務大臣（酒類のみ））

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①～④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

◆令和4年10月の制度開始後、27品目15団体を認定。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
（一社）日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品
（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
（一社）日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目※1
（公社）日本茶業中央会	茶
（一社）全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
（一社）日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
（一社）日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
（一社）日本畜産物輸出促進協会	畜産物5品目※2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

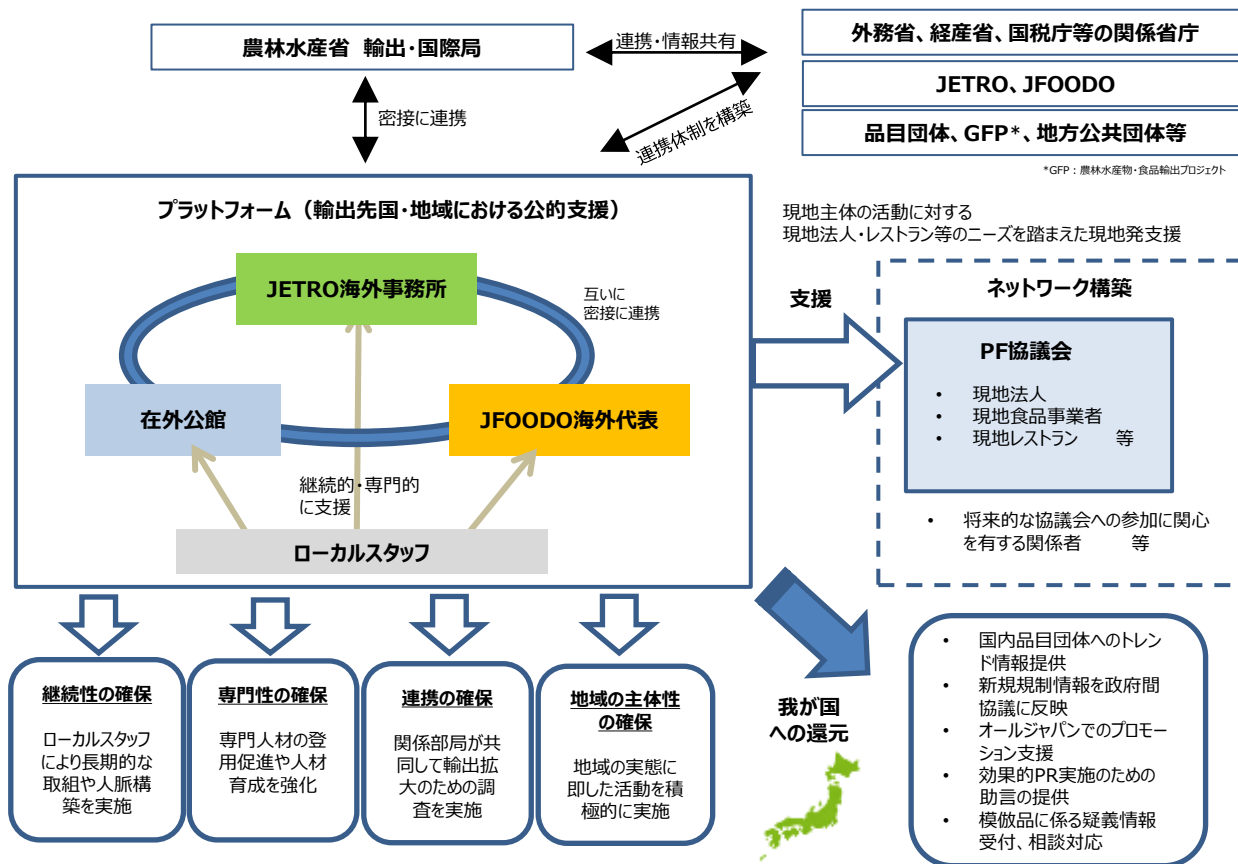
※1りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等

※2牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品

輸出支援プラットフォーム

- **輸出支援プラットフォーム**は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、**輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援**するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。
在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の**10カ国・地域（16拠点）**において立ち上げ済。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	拠点設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ



大規模輸出産地の形成

- 輸出向けに生産・流通を転換する大規模輸出産地の形成に向けて、JA等と連携し輸出産地の育成や輸出事業者への支援を進めていく。

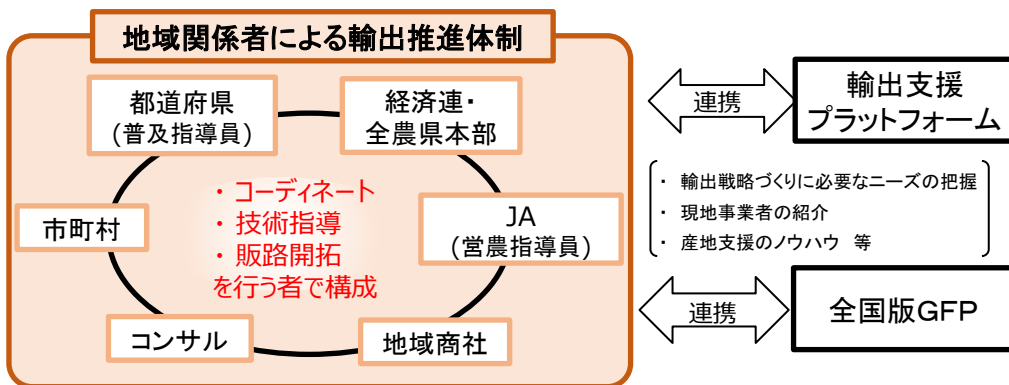
令和6年度補正GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 令和7年度当初大規模輸出産地モデル形成等支援事業

- **都道府県やJA、地域商社等が連携**し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（**地域の関係者による輸出推進体制の組織化**）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、**大規模輸出産地のモデル形成を支援**。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例） （ppm）		輸出実績 （R3）
		アセタミプリド	フェンバレード	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 ＋ ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
（参考）日本の残留農薬基準値		2	2	

地域関係者による推進体制の組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



使用農薬の見直しなど生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入



集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



地域密着型の輸出推進体制を構築し、大規模輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

加工食品の輸出拡大に必要な支援

加工食品クラスター

加工食品クラスターでは、食品製造業者等が連携して個社単独では難しい以下のような輸出拡大に向けた活動を実施。

複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っている。

＜輸出拡大に向けた活動事例＞

共同での海外プロモーション

単独での海外展示会への参加はハードルが高い

- 共同して、国内外の見本市・展示会への参加。
- 海外バイヤーの招聘



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用

ブランドの確立に向けた取組

ブランドの明確化による国際競争力の強化

- GI、地域団体商標等の取得
- 有機JASの取得



海外規制情報等の共有

単独では海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握できない

- 海外のニーズ・規制（特に添加物、包材）等の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用

HP : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou_cluster.html

加工食品クラスターの取組事例 :

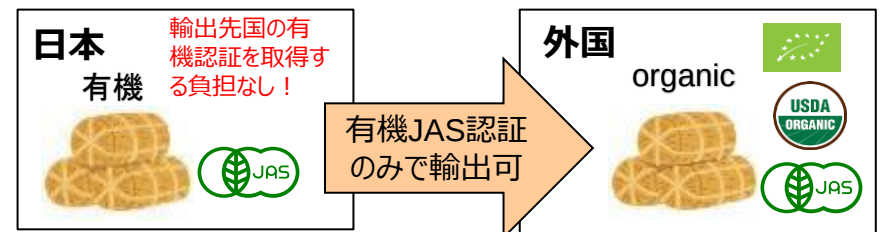
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/cluster/zirei.html>

有機JAS

米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人气が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。

有機同等性を活用した輸出

輸出先国との間で、有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能。



有機酒類の追加

改正JAS法（令和4年10月施行）に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。

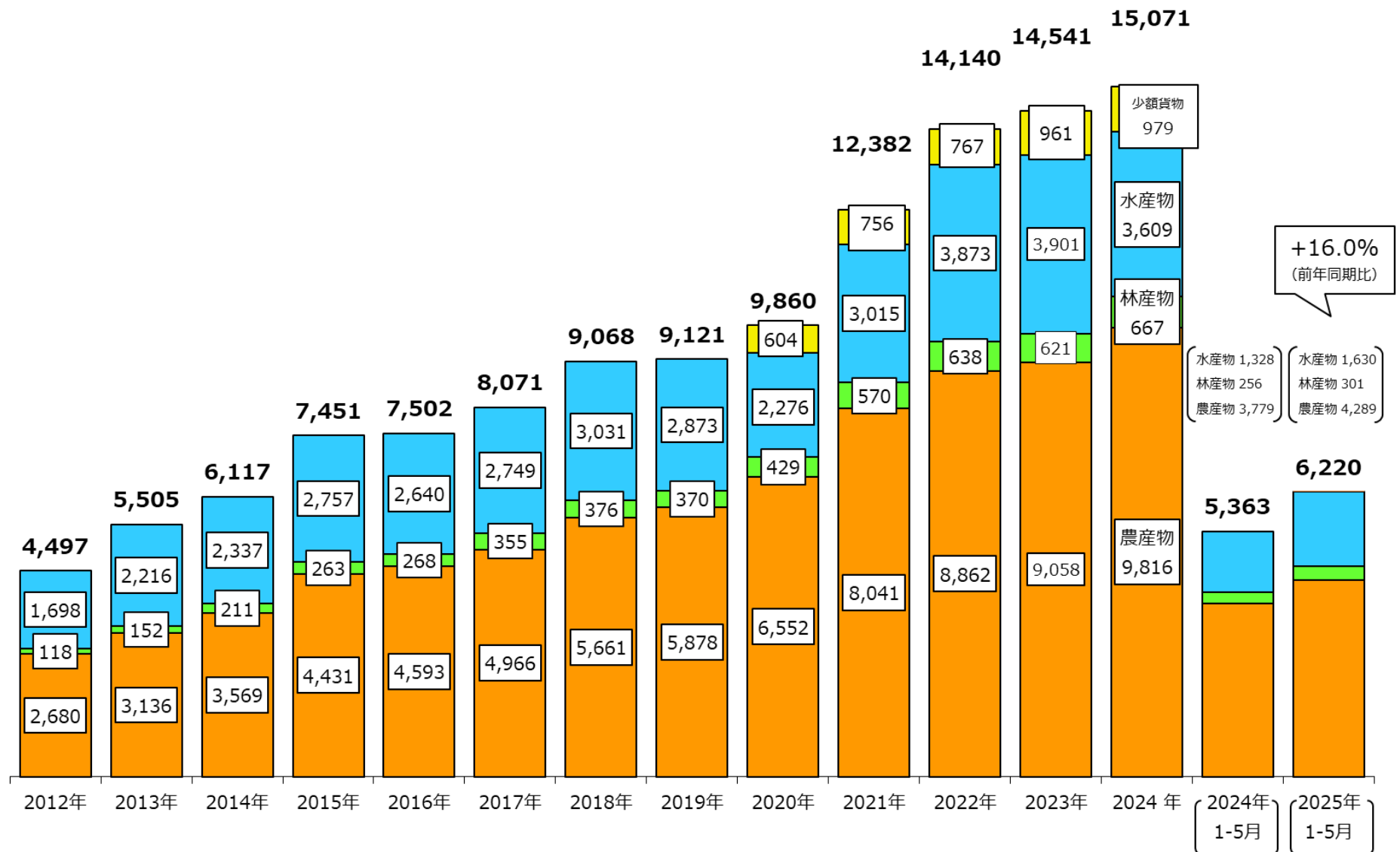
米国やEU等と有機酒類の同等性の交渉を進める。

カナダ（令和5年8月から）、台湾（令和6年1月から）及びEU（令和7年5月から）との間で有機同等性を発効済。

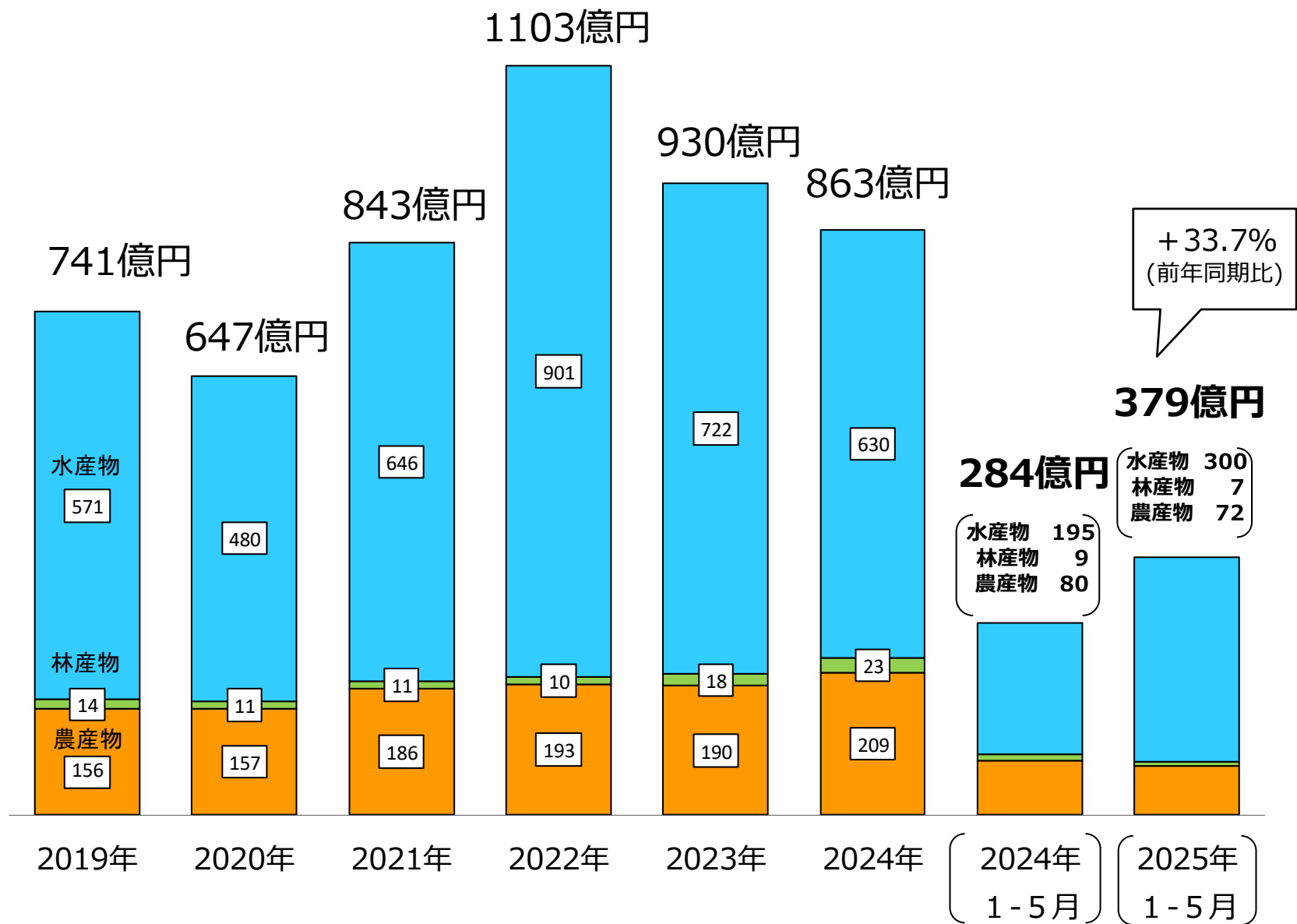


農林水産物・食品 輸出額の推移

(単位：億円)



北海道（道内港分）における農林水産物・食品 輸出額の推移



(参考) 2024年の農林水産物・食品 輸出額 (1-12月) 品目別

品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
農 産 物	加工食品	534,046	+4.8
	アルコール飲料	133,710	▲ 0.5
	日本酒	43,456	+5.8
	ウイスキー	43,635	▲ 12.8
	焼酎（泡盛を含む）	1,721	+4.8
	ソース混合調味料	62,988	+15.9
	清涼飲料水	57,431	+7.0
	菓子（米菓を除く）	34,372	+11.9
	醤油	12,189	+21.3
	米菓（あられ・せんべい）	6,571	+7.7
	味噌	6,312	+24.6
	畜産品	139,551	+5.6
	畜産物	107,344	+6.5
	牛肉	64,828	+12.1
	牛乳・乳製品	30,548	▲ 0.8
	鶏卵	7,111	+1.8
	鶏肉	2,481	▲ 2.9
	豚肉	2,375	▲ 11.1
	穀物等	74,130	+11.1
	米（援助米除く）	12,029	+27.8
	野菜・果実等	73,194	+9.1
	青果物	48,834	+9.9
	りんご	20,136	+20.5
	ぶどう	5,932	+14.7
	いちご	5,405	▲ 12.3
	かんしょ	3,602	+24.3
	ながいも	3,356	▲ 0.5
	もも	2,953	+13.2
	かんきつ	1,487	+11.9
	かき	1,131	+2.3
	なし	1,022	▲ 14.2

品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
農 産 物	その他農産物	155,890	+19.8
	たばこ	19,947	+10.4
	緑茶	36,380	+24.6
	花き	9,816	+20.6
	植木等	7,916	+26.9
	切花	1,643	▲ 3.7
	農産物計	981,600	+8.4
	林産物	66,725	+7.5
水 産 物	丸太	28,227	+22.2
	木製家具	8,142	+10.9
	製材	7,388	+14.1
	合板	7,299	▲ 25.7
	水産物（調製品除く）	281,872	▲ 6.3
	ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	69,489	+0.9
	ぶり	41,427	▲ 0.8
	真珠（天然・養殖）	41,189	▲ 9.7
	かつお・まぐろ類	20,095	▲ 11.3
	いわし	10,812	+9.3
	さば	9,808	▲ 19.5
	錦鯉	7,232	+8.0
	たい	6,904	+4.8
	さけ・ます	5,651	▲ 16.4
	すけとうたら	1,148	▲ 36.2
	さんま	435	+87.0
	水産調製品	79,004	▲ 11.6
	ホタテ貝（調製）	17,717	▲ 15.6
	練り製品	11,271	+8.1
	なまこ（調製）	10,501	▲ 38.0
	水産物計	360,876	▲ 7.5
農林水産物・食品		1,409,200	+3.8

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※農林水産物・食品の合計額及び農産物計には、詳細の不明な農産物3,484百万円など合計4,790百万円を含む。33

(参考) 2024年の北海道（道内港分）における農林水産物・食品 輸出額 品目別

品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
農 産 物	加工食品	7,494	+7.0
	ビール	101	▲42.0
	清酒	88	+46.8
	その他アルコール飲料	254	+6.6
	調味料	455	▲1.2
	ソース混合調味料	212	+43.7
	調製食料品	1,107	+22.3
	清涼飲料水等	1,665	▲3.0
	菓子（米菓、チョコレート菓子、ワッフル・ウエハースを除く）	419	+24.7
	チョコレート菓子	1,761	+10.3
	ベーカリー製品類	940	▲3.6
	畜産品	7,038	+27.5
	牛肉	418	+6.5
	豚肉	589	▲21.1
	鶏肉	11	▲69.2
	鳥卵・卵黄	56	+9.7
	酪農品	1,380	+0.2
	牛乳・部分脱脂乳	965	+11.9
	粉乳等	388	▲21.8
	動物性油脂	1,867	+149.4
	原皮	568	▲7.2
	穀物等	2,460	+21.1
	穀物	1,290	+24.9
	米	1,289	+24.9
	穀粉調製品	1,055	+12.8
	麦芽エキス、穀粉等	283	▲40.4
	即席麺	40	+9.0
	パスタ類	664	+79.1
	野菜・果実等	3,197	▲9.7

品 目		金 額 (百万円)	前年同期比 (%)
	果実・その調製品	507	+10.2
	野菜・その調製品	2,682	▲12.8
	野菜（生鮮・冷蔵・乾燥）	1,898	▲9.4
	たまねぎ及びシャロット	180	▲41.1
	ながいも	1,604	▲5.9
	その他の野菜調製品	784	▲20.0
	ばれいしょ	626	▲26.5
	その他農産物	751	▲13.3
	配合調製飼料	438	▲22.2
	林産物	2,313	+27.6
水 産 物	素材（丸太）	1,316	+31.7
	製材	469	+12.9
	水産物（調製品除く）	57,064	▲9.9
	ホタテ貝	40,362	▲5.3
	さけ・ます	4,527	▲23.1
	たら	440	▲58.9
	すけそうだら	237	▲49.8
	いわし	542	+128.1
	さんま	215	+92.6
	ひらめ・かれい	160	▲37.8
	かに	1,089	+5.5
	いか	42	+33.5
	たこ	13	▲90.4
	魚油（肝油除く）	5,330	▲33.3
	水産調製品	5,944	▲32.8
	貝柱（調製）	403	+113.2
	乾燥なまこ（調製）	2,086	▲25.7
	その他の調製なまこ	2,502	▲36.7
	キャビア及びその代用物	184	▲52.4

(参考) 2024年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

順位	2024年1-12月（累計）							2024年12月（単月）				
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	前年 同期比 （%）	輸出額内訳（億円）			輸出額 （億円）	前年 同月比 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	アメリカ合衆国	2,429	17.2	+17.8	1,614	74	741	263	+34.2	174	7	83
2	香港	2,210	15.7	▲ 6.6	1,311	16	883	218	+6.2	144	2	72
3	台湾	1,703	12.1	+11.1	1,309	43	351	227	+17.9	184	4	38
4	中華人民共和国	1,681	11.9	▲ 29.1	1,293	326	61	181	+13.7	138	37	6
5	大韓民国	911	6.5	+19.8	592	39	280	111	+27.5	61	4	46
6	ベトナム	862	6.1	+23.7	516	7	339	95	+30.8	53	1	41
7	タイ	628	4.5	+22.9	306	10	312	56	+22.5	29	1	27
8	シンガポール	557	4.0	+1.7	461	6	89	53	▲ 0.5	42	1	10
9	オーストラリア	328	2.3	+5.6	290	3	35	29	+8.7	25	0.2	4
10	フィリピン	287	2.0	▲ 6.0	159	95	33	27	+18.1	13	10	3
－	E U	858	6.1	+18.5	735	21	102	87	+27.8	75	2	10

※財務省「貿易統計」を
基に農林水産省作成

輸出額の増加が大きい主な国・地域（1-12月）

国・地域	増加額	主な増加品目
米国	+367億円	ホタテ貝（生鮮等）、牛肉、日本酒
台湾	+170億円	りんご、ホタテ貝（生鮮等）、牛肉
ベトナム	+165億円	ホタテ貝（生鮮等）、植木等、牛肉

輸出額の減少が大きい主な国・地域（1-12月）

国・地域	減少額	主な減少品目
中国	▲ 689億円	ホタテ貝（生鮮等）、ウイスキー、なまこ（調製）
香港	▲ 156億円	真珠、ホタテ貝（調製）、さんご
チリ	▲ 21億円	魚油

(参考) 2024年の北海道（道内港分）における農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

順位	輸出先	輸出額 (億円)	金額 構成比 (%)	前年 同期比 (%)	輸出額内訳(億円)			主な輸出品目（下段は全体に占める割合）		
					農産物	林産物	水産物	1 位	2 位	3 位
1	ベトナム	170.4	19.7	+144.1	10.0	0.0	160.3	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 60.9%	さけ・ます 15.5%	ぶり 5.4%
2	アメリカ合衆国	158.7	18.4	+49.7	15.5	1.3	141.9	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 87.2%	チョコレート菓子 2.6%	米 2.3%
3	香港	91.7	10.6	+8.7	31.2	0.3	60.1	なまこ（調製） 37.6%	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 19.7%	牛乳・部分脱脂乳 10.1%
4	台湾	82.9	9.6	+10.7	23.4	0.1	59.4	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 41.6%	ながいも 14.6%	なまこ（調製） 12.6%
5	タイ	62.7	7.3	+114.5	6.4	2.0	54.4	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 48.9%	さけ・ます 26.5%	豚の皮（原皮） 4.3%
6	大韓民国	43.3	5.0	+45.8	15.4	7.4	20.5	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 31.2%	丸太 16.8%	動物性油脂 13.9%
7	中華人民共和国	31.2	3.6	▲91.1	23.0	8.2	0.1	清涼飲料水等 28.7%	丸太 18.0%	ベーカリー製品類 8.7%
8	チリ	28.8	3.3	▲41.4	0.0	0.0	28.8	魚油（肝油除く） 100.0%	— —	— —
9	オーストラリア	21.5	2.5	+30.4	20.8	0.1	0.6	馬（純粋種繁殖用等） 96.2%	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 2.5%	キャビア代用物 0.3%
10	オランダ	20.8	2.4	+20.4	1.0	0.0	19.8	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 95.1%	醤油 3.4%	清涼飲料水等 1.2%
—	E U	62.6	7.3	+42.7	18.9	0.9	42.9	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾） 68.4%	調製食料品 9.4%	パスタ類 8.3%